

## 令和2年度旅行商品開発支援事業 募集型企画バスツアー催行支援要領

### 1 支援概要

新型コロナウイルスの影響により県内の旅行会社及びバス事業者において多大な営業損失が発生していることから、旅行会社等による募集型企画旅行のバスツアーに対し経費の一部を負担することにより、コロナ禍におけるバスツアーを推進し観光による地域経済の活性化を図る。なお、支援規模は予算の範囲内とする。

### 2 支援条件

- (1) コロナ禍における旅行スタイルとして、感染対策を講じたバスを使用し、また、密を避けるためバス乗車定員数の2分の1程度を募集定員数とすること
- (2) 参加者数が5名以上で催行するバスツアーであること
- (3) 県内または隣接県を含む1泊2日以上バスツアーであり、宮城県内の有料施設等を2ヶ所以上旅行行程に組み込むこと
- (4) 1泊以上は宮城県内泊とすること
- (5) 宮城県内に事業所を所有するバス事業者を利用すること
- (6) バスツアーの催行日が令和2年11月1日から令和3年3月25日までであること
- (7) 他のバスツアー支援制度の承認を受けたものは支援対象外とすること

### 3 支援対象者

(公社)宮城県観光連盟会員、(公社)宮城県観光連盟会員が推薦する企業・団体

### 4 支援内容

1 募集型企画バスツアー催行にあたり、利用バス台数に応じ下記により経費の一部を負担します。なお、同等の旅行行程については、同一の募集型企画バスツアーと判断します。また、複数のバス利用の催行日は同一日とは限りません。

- (1) バス1台利用の場合 最大 7万円
- (2) バス2台利用の場合 最大10万円
- (3) バス3台以上利用の場合 最大12万円

## 5 申請等の手続き

### (1) 申請書の提出

支援を受けようとする対象企業・団体等は、申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、次の書類を添えて会長に提出してください。

添付書類；① 利用バス乗車定員数記載のバス手配等の書類

② 催行最少人数及び旅行行程記載の企画旅行募集パンフレット等

### (2) 支援の決定

会長は、申請書を受理後、その内容を審査し、適当と認めた場合は支援を決定するとともに、その旨を申請者に通知します。

### (3) 事業の完了

申請者は旅行催行後、報告書（別紙様式2）に必要事項を記入し、次の書類を添えて会長に提出してください。会長は内容を審査し、適当と認めた場合は、負担金の額の確定を通知します。

申請者は確定通知を受け、会長あてに請求する。

添付書類；利用バス乗車定員数記載のバス利用証明関係書類